

岐阜県下呂土木事務所及び下呂市の道路舗装補修用常温合材の調達（単価契約）に関する一般競争入札公告

岐阜県下呂土木事務所及び下呂市の道路舗装補修用常温合材の調達（単価契約）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項及び下呂市契約規則の規定により公告する。

令和6年2月2日

岐阜県下呂土木事務所長 繁穂 友則
下 呂 市 長 山内 登

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び購入予定数量

道路舗装補修用常温合材 20kg又は30kg袋詰 計 53,000kg

ア 岐阜県下呂土木事務所において調達するもの 38,000kg

イ 下呂市において調達するもの 15,000kg

(2) 調達物品の仕様等

全天候型の細粒タイプとし、エコマーク事務局認定を受けた製品に限る。また、揮発性有機溶剤を含まない製品であること。その他入札説明書及び特記仕様書による。

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書及び特記仕様書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県及び下呂市の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。（岐阜県と下呂市両方ともに搭載されている必要がある。）

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

下呂市から、下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領の規定に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けいないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

下呂市から、下呂市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けいないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

ア 本件入札に關すること及び落札決定後の岐阜県下呂土木事務所との契約手續に
關すること。

〒509-2592 岐阜県下呂市萩原町羽根 2605-1

岐阜県下呂土木事務所 総務課 管理調整係

電話 0576-52-3111 (内線 305)

FAX 0576-52-1948

イ 落札決定後の下呂市との契約手續に關すること。

〒509-2592 岐阜県下呂市萩原町羽根 2605-1

下呂市 建設課

電話 0576-53-2010

FAX 0576-52-3676

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 6 年 2 月 2 日 (金) から令和 6 年 2 月 9 日 (金) までの毎日

(県の機関の休日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

3 の(1)の(ア)と同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記 3 の(1)の(ア)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を 3 の(1)の(ア)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和 6 年 2 月 19 日 (月) 午後 4 時必着

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 2 月 21 日 (水) までに岐阜県下呂土木事務所長から通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 6 年 2 月 28 日 (水) 午後 2 時

イ 場 所 岐阜県下呂市萩原町羽根 2605-1

下呂総合庁舎 3 階 3-2 会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3 の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約手続

ア 契約条項を示す場所

3 の(1)と同じ。

イ 契約の締結

落札者は、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市それぞれと契約を締結するものとする。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、代表者本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

本入札は単価契約であるため、入札書には、1kg当たりの単価の金額を記載すること。なお、入札書記載金額は岐阜県下呂土木事務所及び下呂市の両者と契約する共通の単価を記載すること。（異なる単価を記載しないこと。）

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

（ア）岐阜県下呂土木事務所との契約分

規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

（イ）下呂市との契約分

入札保証金及び契約保証金は免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定及び下呂市契約規則第12条により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号及び下呂市契約規則第12条のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

（1）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約書作成の要否

要

（3）郵便、信書便又は電信による入札は、認めない。

（4）談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

（5）談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

- (6) 落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置及び下呂市から、下呂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に上記各要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。